## 令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

このことについて、本県の状況をお知らせします。 本資料は、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査票情報を利用して 独自に集計したものです。 なお、数値については、国立、私立学校を除いた公立学校のみの数値です。 (\*2(4)のいじめ防止対策推進法第 28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数については、国公私立・小・中・高・特別支援学校合計の値です。)

1 暴力行為について (1)「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が起こした暴力行為」で、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、 「対人暴力」(対教師、生徒間を除く)、「器物損壊」の四形態をいう。

(2) 発生件数 (単位:件)

	小 学	1/2	中学	1/2	高等	学校	計		
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	
R4	59, 933	229	28, 473	279	2,905	27	91, 311	535	
N <del>4</del>	(9.9)	(3.4)	(9.6)	(8.5)	(1.5)	(1.2)	(8.3)	(4.4)	
R 5	68, 143	189	32, 161	412	3,815	35	104, 119	636	
ΝS	(11.4)	(3.0)	(10.9)	(12.7)	(1.9)	(1.5)	(9.6)	(5.4)	
R 6	81, 209	436	38, 232	415	4,062	64	123, 503	915	
ΝO	(13.8)	(6.9)	(13. 2)	(12.8)	(2.1)	(2.8)	(11.5)	(7.7)	

( )内の数字は1,000人あたりの発生件数

- ○本県では、令和5年度と比べ小学校が247件増加、中学校が3件増加、高等学校が29件増加であり、 全体では279件増加した。
- ○暴力行為の1,000人あたりの発生件数は、本県は7.7件であった。

### (3) 形態別件数

①小学校 (単位:件)

	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物	損壊	計		
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	
R4	8, 955	41	44, 072	162	507	9	6, 399	17	59, 933	229	
R 5	9, 384	36	51, 408	106	634	18	6,717	29	68, 143	189	
R 6	11, 240	106	60, 995	225	634	18	8, 340	87	81, 209	436	

②中学校 (単位:件)

	対教的		生徒間		対人		器物	損壊		
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R4	2, 673	13	20, 394	202	454	7	4, 952	57	28, 473	279
R5	3, 264	49	22, 665	258	484	15	5, 748	90	32, 161	412
R 6	3, 511	29	27, 100	288	555	6	7,066	92	38, 232	415

③高等学校 (単位:件)

	対教館	<b>ī暴力</b>	生徒間	<b>『暴力</b>	対人	暴力	器物	損壊		†
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R4	189	0	1,913	24	84	0	719	3	2, 905	27
R 5	232	2	2, 541	28	155	1	887	4	3, 815	35
R 6	194	4	2, 711	47	143	0	1, 014	13	4, 062	64

# 2 いじめについて

(1)「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の 人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)件数 (単位:件)

	校 種	小 学	' 校	中学	校校	高等	学校	特別支	援学校	計	
		全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
	認知件数	545, 958	1, 408	108, 335	463	12, 179	81	2, 928	1	669,400	1, 953
R4	解消件数	421,684	1, 170	82, 219	387	9, 459	69	2, 232	0	515, 594	1,626
	解消率	77.2%	83.1%		83.6%	77.7%	85.2%	76.2%	0%	77.0%	83.3%
	認知件数	582, 803	1, 573	119,620	643	14, 294	86	3, 198	1	719, 915	2, 303
R 5	解消件数	453, 109	1, 347	90, 818	581	11, 184	74	2, 332	1	557, 443	2,003
	解消率	77.7%	85.6%	75.9%	90.4%	78.2%	86.0%	72.9%	100%	77.4%	87.0%
	認知件数	603, 816	1,671	132,540	721	15,063	105	3, 467	3	754,886	2,500
R6	解消件数	461, 105	1, 383	99, 108	639	11, 233	88	2,573	2	314,017	2, 112
	解消率	76.4%	82.8%	74.8%	88.6%	74.6%	83.8%	74.2%	67%	76.0%	84.5%

○本県では、小学校が98件増加、中学校が78件増加、高等学校が19件増加、特別支援学校が 2件増加で、全体で197件増加している。

# (3) いじめの態様(複数回答)

(単位:件)

」いじめの態様(複数	双凹答)							(甲位	:件 <i>)</i>	
態様	小与		中写		高等		特別支	援学校	=計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
冷やかしやからか い、悪口や脅し文	346,870	1,016	83, 862	497	9,300	78	1,512	1	441,544	1,592
句、嫌なことを言わ れる。	(57.4)	(60.8)	(63.3)	(68.9)	(61.7)	(74.3)	(43.6)	(33.3)	(58.5)	(63.7)
仲間はずれ、集団に	72, 936	204	11,089	65	2, 131	20	176	0	86, 332	289
よる無視をされる。	(12.1)	(12.2)	(8.4)	(9.0)	(14.1)	(19.0)	(5.1)	(0.0)	(11.4)	(11.6)
軽くぶつかられた り、遊ぶふりをして	147, 700	322	19,710	70	1,276	12	754	0	169, 440	404
叩かれたり、蹴られ たりする。	(24.5)	(19.3)	(14.9)	(9.7)	(8.5)	(11.4)	(21.7)	(0.0)	(22.4)	(16.2)
ひどくぶつかられた り、叩かれたり、蹴	42, 404	99	8, 443	48	621	2	349	0	51,817	149
られたりする。	(7.0)	(5.9)	(6.4)	(6.7)	(4.1)	(1.9)	(10.1)	(0.0)	(6.9)	(6.0)
金品をたかられる。	5, 796	35	1, 476	3	310	5	31	0	7,613	43
並品をたかりれる。	(1.0)	(2.1)	(1.1)	(0.4)	(2.1)	(4.8)	(0.9)	(0.0)	(1.0)	(1.7)
金品を隠されたり、 盗まれたり、壊され	33, 821	124	6, 489	35	769	3	134	1	41, 213	163
たり、捨てられたり する。	(5.6)	(7.4)	(4.9)	(4.9)	(5.1)	(2.9)	(3.9)	(33.3)	(5.5)	(6.5)
嫌なことや恥ずかしい こと、危険なことをさ	70,825	113	12, 718	65	1, 353	8	469	1	85, 365	187
れたり、させられたり する。	(11.7)	(6.8)	(9.6)	(9.0)	(9.0)	(7.6)	(13.5)	(33.3)	(11.3)	(7.5)
パソコンや携帯電話	11, 721	50	12, 178	71	2, 118	17	267	1	26, 284	139
等で、誹謗中傷や嫌 なことをされる。	(1.9)	(3.0)	(9.2)	(9.8)	(14.1)	(16.2)	(7.7)	(33.3)	(3.5)	(5.6)
<b>ス</b> の曲	22, 913	90	3, 499	22	972	6	381	0	27, 765	118
その他	(3.8)	(5.4)	(2.6)	(3.1)	(6.5)	(5.7)	(11.0)	(0.0)	(3.7)	(4.7)

( )内の数字は、学校種ごとのいじめの認知件数に対する割合(%)

(4) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

(国公私立・小・中・高・特別支援学校合計)

(単位:件)

		「重大事態」が発生した 学校数	「重大事態」 発生件数	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」発生件数	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」発生件数
I	R6	1	1	1	1

- ○法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

### 3 長期欠席について

(1)「長期欠席者」とは、病気、経済的理由、不登校、その他の理由により、年間30日以上欠席した者をいう。

(2)長期欠度老粉

) <u>長期欠席者</u> 委	汉					(単位:人)				
	小学	- 校	中学	2 校	高等	学校	計			
	全 国	長 崎	全 国	長崎	全 国	長崎	全 国	長崎		
R4	194, 263	1, 758	251, 691	2, 624	88, 778	840	534, 732	5, 222		
N <del>'4</del>	(3.2)	(2.6)	(8.5)	(8.0)	(4.6)	(3.6)	(4.9)	(4.3)		
D.E.	216, 133	1, 801	262, 448	2, 756	74, 805	720	553, 386	5, 277		
R5	(3.6)	(2.8)	(8.9)	(8.5)	(3.9)	(3.2)	(5.1)	(4.4)		
D.6	228, 223	1, 911	263, 715	2, 685	73, 832	625	565, 770	5, 221		
R 6	(3.9)	(3.0)	(9.1)	(8.3)	(3.9)	(2.7)	(5.3)	(4.4)		

( )内の数字は全児童生徒数に対する割合(%)

33 24, 081

(6.1)

(8.7)

○全児童生徒に対する長期欠席児童生徒数の割合は、本県は4.4%であった。

## 4 不登校について

(1) 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、 あるいは、したくてもできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く)をいい、本調査 では、年間30日以上欠席した者をいう。

(2) 不咎校児音生往粉

<u>不登校児童等</u>	上徒数					(単位:人)			
	小学	校	中学	2 校	高等		計		
	全 国	長崎	全 国	長 崎	全 国	長 崎	全国	長崎	
R4	104, 265	977	185,810	2, 038	44, 395	437	334, 470	3, 452	
N <del>4</del>	(1.7)	(1.5)	(6.3)	(6.2)	(2.3)	(1.9)	(3.0)	(2.8)	
D.E.	129, 410	1, 278	207, 013	2, 351	50,075	466	386, 498	4, 095	
R5	(2.2)	(2.0)	(7.0)	(7.3)	(2.6)	(2.0)	(3.6)	(3.4)	
D.6	136, 645	1, 415	207, 540	2, 317	50, 231	381	394, 416	4, 113	
R 6	(2.3)	(2.2)	(7.1)	(7.2)	(2.6)	(1.7)	(3.7)	(3.5)	
						11. 全旧亲生/	生粉に かまるま	:II스 (0/ \	

( ) 内の数字は全児童生徒数に対する割合(%) ○本県では、令和5年度と比べ全体で18人増加し、全児童生徒数に占める割合は0.1pt増の3.5%で あった。

(3) 不登校児童生徒について把握した事実 (複数回答可)

小学校

区 分	全 国	長崎県	全 国	長崎県	全 国	長崎県	全 国	長崎県
いじめの被害の情報	2, 464	23		25		7	5, 145	55
や相談	(1.8)	(1.6)	(1.1)	(1.1)	(0.9)	(1.8)	(1.3)	(1.3)
いじめを除く友人関	16,028	209	29, 233	389	4, 760	53		651
係をめぐる問題	(11.7)	(14.8)	(14.1)	(16.8)	(9.5)	(13.9)		(15.8)
教職員との関係をめ	6,010	90	4, 854	67	632	11	11, 496	168
ぐる問題	(4.4)	(6.4)	(2.3)	(2.9)	(1.3)	(2.9)	(2.9)	(4.1)
学業の不振や頻繁な	21, 106	225	32, 343	359	6,687	52		636
宿題の未提出	(15.4)	(15.9)	(15.6)	(15.5)	(13.3)	(13.6)	(15.2)	(15.5)
学校のきまり等に関	2,720	21	4, 338	64	827	. 4	.,	89
する相談	(2.0)	(1.5)	(2.1)	(2.8)	(1.6)	(1.0)	(2.0)	(2.2)
転編入学、進級時の	5, 212	47	10, 739	101	3, 310	26		174
不適応	(3.8)	(3.3)	(5.2)	(4.4)	(6.6)	(6.8)	(4.9)	(4.2)
家庭生活の変化	14, 040	200	13, 761	164		16		380
	(10.3)	(14.1)	(6.6)	(7.1)	(4.9)	(4.2)		(9.2)
親子の関わり方に関	23,016	317	20, 430	258		48		623
する問題	(16.8)	(22.4)	(9.8)	(11.1)	(6.4)	(12.6)	(11.8)	(15.1)
生活リズムの不調	35, 767	486	50,038	749	12,958	94		1, 329
エカッスムの行動	(26.2)	(34.3)	(24.1)	(32.3)	(25.8)	(24.7)	(25.0)	(32.3)
あそび、非行	2, 411	16	8, 040	51	2,621	. 17	13, 072	84
	(1.8)	(1.1)	(3.9)	(2.2)	(5.2)	(4.5)	(3.3)	(2.0)
学校生活に対してや	41, 084	396	63, 037	632	14, 193	111	118, 314	1, 139
る気が出ない	(30.1)	(28.0)	(30.4)	(27.3)	(28.3)	(29.1)		(27.7)
不安・抑うつ	32, 910	327	50, 684	447	7,800	80		854
	(24.1)	(23.1)	(24.4)	(19.3)	(15.5)	(21.0)	(23. 2)	(20.8)
障害に起因する特別	13, 179	143	13, 015	168	1, 142	13		324
な教育的支援	(9.6)	(10.1)	(6.3)	(7.3)	(2.3)	(3.4)	(6.9)	(7.9)
個別の配慮	11, 058	95	10, 929	114	959	. 11	22, 946	220
ロロンコマン日ロルボ	(8.1)	(6.7)	(5.3)	(4.9)	(1.9)	(2.9)	(5.8)	(5.3)

中学校

) 内の数字は、学校種ごとの不登校児童生徒数に対する割合(%)

109

9,701

(4.7)

217

(9.4) (12.4)

6, 243

8, 137

(6.0)

上記に該当なし

# 5 中途退学(公立高等学校)について

(1) 「中途退学」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含まない。

(2)中途退学者数 (単位:人)

	全 日	制	定時	制				
	全 国	長 崎	全 国	長崎	全 国	長 崎	全 国	長崎
R4	14, 540	166	5, 395	53	2,696	6	22, 631	225
N <del>4</del>	(0.8)	(0.8)	(7.8)	(9.7)	(5.0)	(0.6)	(1.1)	(1.0)
D.E.	15, 470	201	5, 544	62	3, 335	16	24, 349	279
R5	(0.8)	(0.9)	(8.2)	(10.8)	(5.8)	(1.6)	(1.2)	(1.2)
D.6	15, 241	107	5, 290	43	2, 937	8	23, 468	158
R 6	(0.8)	(0.5)	(7.6)	(7.5)	(5.0)	(0.8)	(1.2)	(0.7)

( )内の数字は全生徒数に対する割合(%)

○本県では、令和5年度と比べて全日制で94名減少、定時制で19名減少、通信制で8名減少しており、全体では121人減少、全生徒数に占める割合は0.7%であった。

(3) 事由別中途退学者数(主たるものを一つ選択) (単位:人)

	<u>明中还这一百数(</u> 课 程	全		制	定	時	制	通	信	制	/\)	計	
理由		R 5	R 6	割合(%)	R 5	R6	割合(%)	R 5	R 6	割合 (%)	R5	R6	割合(%)
学業不	「振	5	1	(0.9)	0	2	(4.7)	0	1	(12.5)	5	4	(2.5)
学校生活	活・学業不適応	75	40	(37.4)	21	15	(34.9)	2	0	(0.0)	98	55	(34.8)
	別の高校への入学 を希望	62	28	(26.2)	14	4	(9.3)	0	0	(0.0)	76	32	(20.3)
進	専修·各種学校へ の入学を希望	0	2	(1.9)	1	0	(0.0)	0	0	(0.0)	1	2	(1.3)
路	就職を希望	16	11	(10.3)	11	15	(34.9)	4	2	(25.0)	31	28	(17.7)
変	高卒程度認定試験 受験を希望	6	1	(0.9)	5	1	(2.3)	0	1	(12.5)	11	3	(1.9)
更	その他	3	5	(4.7)	0	2	(4.7)	0	1	(12.5)	3	8	(5.1)
	小 計	87	47	(43.9)	31	22	(51.2)	4	4	(50.0)	122	73	(46.2)
病気・	けが・死亡	12	3	(2.8)	0	2	(4.7)	1	1	(12.5)	13	6	(3.8)
経済的	的理由	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)
家庭0	事情	6	1	(0.9)	4	0	(0.0)	2	2	(25.0)	12	3	(1.9)
問題行	<b>計動等</b>	15	10	(9.3)	2	0	(0.0)	3	0	(0.0)	20	10	(6.3)
その他	<u>t</u>	1	5	(4.7)	4	2	(4.7)	4	0	(0.0)	9	7	(4.4)
	計	201	107	(100)	62		(100)	16	8	( ,	279		(100)

( )内の数字は中途退学者数に対する割合(%)